

## 【アメリカ】有権者登録の不正発覚と選挙改革

海外立法情報課・井樋 三枝子

\* アメリカの選挙制度には様々な特色や問題点があり、有権者登録制度もその一つである。選挙権年齢に達していても、自ら有権者登録を行わなければ、州や連邦の選挙で投票ができない。この他にもアメリカでは、投票方法の複雑さ、機器の老朽化、有権者名簿の不備等が、マイノリティや貧困層の低投票率や票の不正集計問題発生の原因として、しばしば指摘されている。

### 有権者登録の不正疑惑

共同社会組織即時改革協会（ACORN）は、1970年設立のNGOである。カナダ、インド、メキシコ等に支部を有し、会員は約40万人とされる。低・中所得層の住宅問題、賃金問題、教育問題、選挙参加やその他社会的公正に関する問題に取り組むことを目的として、これまでデモ、交渉、立法のためのロビー活動等を行ってきた。

2008年大統領選挙でのオバマ大統領勝利の一因として、民主党支持率の高い、貧困層やアフリカ系の人々の有権者登録が進んだことがあげられるが、ACORNはこれに大きな役割を果たした。しかし現在、死者を再登録する等の不法行為にACORNが関与していた証拠を保守系団体が見つかり、スキャンダルとなっている（ACORNへの連邦助成停止をめぐる連邦議会の立法動向については、本号「短信」【アメリカ】参照）。ACORNは巨大な団体であるため、不正登録が組織的なものであれば、2008年の選挙結果に影響を与えていたおそれがあると危惧されるためである。ACORN側は内部監査の結果、有権者登録の広範囲な不正の証拠は発見されていないと反論している。

一方、共和党も不正とは無縁ではない。2009年10月、カリフォルニア州共和党の雇用する法律事務所の所長が、ある地域で選挙活動を行うため虚偽の住所を用い有権者登録をしたり、事務所の研修生を騙し、共和党员として有権者登録する書類に署名させたりしたとして訴追された。また2009年6月、複数の州で不正な有権者登録に関与した件で捜査対象となっていた共和党员の法律事務所に対し、カリフォルニア共和党が約17万ドルを有権者登録に関する費用として支払っていたことが判明した。

### 近年の選挙運営と選挙制度改革

有権者登録については、1993年モーターボーター法により運転免許証の申請、更新時や公的サービス受給時に併せて行えるよう負担軽減がなされた。しかし、アメリカでは選挙運営が州や地方自治体の直接管轄であり、予算不足、選挙管理の人員不足等、まだ様々な問題が残っていた。2000年アメリカ大統領選挙では、票の再集計を求めて連邦最高裁に対しゴア大統領候補（民主党）から訴訟が提起された。このトラブルの理由には、数十年も使われ続けている投票器具の不具合があげられ、また有権者登録についての問題もあげられた。一部の州では、規定された選挙権剥奪の範囲（重罪で服役中の者に限る等）が故意に拡大され、本来対象でない者も有権者登録が禁止された。そこで2002年選挙改革法（P.L.107-252）が制定され、投票器具の交換のため州に

連邦補助金が与えられた。あわせて有権者登録名簿の維持管理が州の事務として一元化され、統一的な電子的有権者データベースの作成が義務付けられた。その後、電子式投票機の導入が進んだが、2004年大統領選挙ではこれを逆手に取り、一部の電子式投票機が不正操作され、特定候補への投票妨害がされるという不祥事も発生した。

### 連邦議会の対応—オンライン登録、投票確認システムの導入—

今回の ACORN の事件を契機に、あらためて民主党、共和党とも公正な選挙遂行に問題を有していることが判明したが、すでに、2009年3月に下院のロフグレン議員(民主党)は、2009年有権者登録近代化法案(H.R.1719)を超党派で提出していた。これは、州にオンラインの有権者登録を義務付けるもので、しばしば持ち上がる票の再集計問題への解決策と考えられている。有権者登録過程が統合されていれば、最終的に票集計においても正確性が追及できると有識者も分析しているためである。

2004年の選挙で電子式投票機が導入され、一部の投票がコントロールされていたことが判明した際、投票機に投票者ごとの投票結果を紙に記録する装置を付けるべきとの報告や立法提言がなされた。最終的に紙で集計し直すという発想である。しかし、ロフグレン議員は投票より有権者登録を改善する必要があると考える。州はいまだ紙ベースで有権者登録業務を行っており、登録内容の変更等も煩雑であることが正確な集計を妨げる原因であると専門家も分析している。また、ロフグレン議員は有権者登録をインターネット経由とすることにより、第三者による登録関与を最小限化することも目指している。2002年選挙改革法により電子化された有権者データベースを税務署や社会保障事務所のデータと連動させて維持管理し、あわせてオンライン有権者登録を行えば、最終的には州の経費が大幅に節減され、ACORNのような第三者による有権者登録促進団体が不要となるとロフグレン議員や専門家は主張する。合衆国国勢調査局の調査によると2008年には登録資格のある者の29%しか登録されておらず、登録時に問題があるとして220万人が今年の投票計算から削除されたとされる。ロフグレン議員は本年中には下院行政委員会選挙小委員会での公聴会開催を目指している。上院でも規則・管理委員会シューマー委員長(民主党)が同様の法案に関心を示している。同委員長は2010年の中間選挙に間に合う審議を希望しているが、ロフグレン議員は、議会では重要法案が目白押しであること、今回のACORNの不祥事を契機に超党派の足並みが乱れていることを考慮し、早期の法案審議には悲観的となっている。ただし、この動きが本格化した場合、オバマ大統領も支持するものと思われる。

参考文献(インターネット情報はすべて2009年10月21日現在である。)

- ・ Emily Cadei "Voting Overhaul Slow to Register" *CQ Weekly*, Sep. 21 2009, pp.2076-2077.
- ・ Michael Falcone and Michael Moss "Group's Tally of New Voters Was Vastly Overstate" *New York Times*, Oct. 24, 2009.
- ・ 宮田智之「2002年選挙改革法」『外国の立法』215号, 2003.2, pp.96-100.  
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/215/21503.pdf>>
- ・ 梅田久枝「2002年アメリカ投票支援法の実施状況—電子投票制度導入問題を中心に」『外国の立法』231号, 2007.2, pp.152-164.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023111.pdf>>
- ・ 梅田久枝「【アメリカ】代表されない人々-投票における格差問題」『外国の立法』2007.11.